

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊に係る宿泊税の課税免除

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課さないこととします。宿泊税の課税が免除される施設としての指定を受けようとする場合は、宿泊施設ごとに申請してください。

なお、具体的な取扱いについては、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じます。

- 課税が免除される施設
消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設

- 課税が免除される外国大使等
消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者

- 申請時の提出書類
 - ア 外国大使等に対する宿泊税課税免除施設指定申請書
 - イ 消費税免除指定店舗の指定日を確認できる書類（写しで構いません。）